

西尾市入札会傍聴人取扱要領

西尾市入札会傍聴人取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、西尾市が実施する入札会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において「入札会責任者」とは、入札会を執行する上席の職員をいう。

（入札会の公開）

第3条 全ての入札会は、公開するものとする。

（傍聴の手続）

第4条 入札会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第1号）により受付をしなければならない。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人の定員は、会場の都合によりその都度定めるものとする。

（傍聴できない者）

第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 精神に異常があると認められる者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他入札会を妨害し、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、入札会場において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と自己の意志を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) その他入札会場の秩序を乱し、又は入札会の妨害となる行為をしないこと。

（写真撮影、録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、入札会場において写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に入札会責任者の許可を得た者は、この限りでない。

（係員の指示）

第 9 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人が、この要領に違反したときは、入札会責任者はこれを
制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(準用)

第 11 条 本要領の規定は、電子入札案件における開札事務の傍聴の場合
に準用する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

傍 聴 人 受 付 簿

年 月 日 入 札 工 事（業務） 名

番 号	氏 名	住 所	年 齢	職 業	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					